

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇告示 学校法人の寄附行為の認可  
私立各種学校の設置廃止の認可  
物品の移入禁止区域の指定の解除  
物品の移入禁止区域の指定  
保険医等の登録  
ひな白痴検査の実施
- ◇公告 昭和三十七年度クリーニング師試験の合格者  
昭和三十七年度林業改良指導員資格試験の実施
- ◇正誤 昭和三十七年九月一日付け鳥取県告示第四百九十六号中訂正

名 称	設立代表者	所 在 地	認 可 年 月 日
学校法人山陰中央自動車学校	戸田 俊己	米子市西福原五八〇番地	昭和三十七年九月二十八日
学校法人鳥取県東部自動車学校	金田 文夫	鳥取市田島二六八番地	昭和三十七年九月二十八日
学校法人米子西部自動車学校	永瀬 義春	米子市大谷町一三番地	昭和三十七年九月二十八日

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十五号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条の規定により、学校法人の寄附行為を次のように認可した。

昭和三十七年十月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十六号  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条第三項において準用する同法第四条の規定により、私立各種学校の設置廃止を次のように認可した。  
昭和三十七年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

設置することを認可した各種学校

名 称	所 在 地	設 置 者	認 可 年 月 日
山陰中央自動車学校	米子市西福原五六〇番地	学校法人山陰中央自動車学校 理事長 戸田 俊己	昭和三十七年九月二十八日
鳥取県東部自動車学校	鳥取市田島二六八番地	学校法人鳥取県東部自動車学校 理事長 金田 文夫	昭和三十七年九月二十八日
米子西部自動車学校	米子市大谷町一三番地	学校法人米子西部自動車学校 理事長 永瀬 義春	昭和三十七年九月二十八日

廃止することを認可した各種学校

名 称	所 在 地	設 置 者	認 可 年 月 日
レイニス洋裁学院	気高郡鹿野町鹿野九六四の一番地	山 根 栄	昭和三十七年九月二十八日

鳥取県告示第五百六十七号

昭和三十七年八月鳥取県告示第四百二十九号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域のうち兵庫県の指定は、昭和三十七年十月三日限り解除する。  
昭和三十七年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十八号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十七年九月二十九日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として大阪府堺市を指定する。  
昭和三十七年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。  
昭和三十七年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
登録の 登録年月日  
記号番号

栗根弘治 鳥取市吉方二六五 鳥医 昭和三十七年  
第九四五号 九月十九日

鳥取県告示第五百七十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。  
昭和三十七年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため



二	谷口 利子	三	佐々木 恭三
五	網谷 秀策	六	堀田 寛
七	中河 昭彦	八	山根 登
九	松本 憲明	一〇	谷口 徹
一一	佐々木 梅春	一二	田中 稔
一三	米村 勝治	一五	村上 達男
一六	山路 健一	一七	田中 直治
一八	中村 正幸	二一	山崎 永
二二	松本 俊彦	二三	山崎 照夫
二四	井上 宗子	二五	尾古 義幸
二七	三宅 康之	二八	布野 昭治
二九	梅谷 史郎	三〇	中島 則雄
三二	仲 豊久		

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第二条の規定により、昭和三十一年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 受験資格
  - (一) 大学教育法による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学若しくは、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定期程(昭和十六年文部省令第五十四号)、専門学校卒業程度検定期程(昭和十八年文部省令第四十六号)、旧実業学校教員検定に関する規定(大正十一年文部省令第四号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定期程(明治四十一年文部省令第三十二号)により、林業に関する学科目の検定に合格したものである。
  - (二) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校、旧実業学校令(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学校、旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)による高等女学校若しくは、旧中学校令(明治三十

二年勅令第二十八号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)旧専門学校入学資格検定期程(大正十三年文部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒業程度検定期程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者で卒業又は、検定合格後、当該試験の実施期日までに次のイ、若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導奨励

前三号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務

に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達するもの。

四 前三号に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認めたもの

(注) 受験資格四により、認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(別記第一号様式)に次の書類を添え、昭和三十三年十一月六日までに知事に提出すること。

- 一 履歴書(別記第三号様式)
- 二 最終学校卒業証明書

二 試験実施方法

一 受験願書の受付期間 昭和三十三年十月二十二日から昭和三十三年十一月八日まで(最終日の消印のあるものは有効)

二 受験願書の受付場所 鳥取市東町 鳥取県農林部林務課

三 試験の期日 昭和三十三年十二月八日 午後一時三十分から

昭和三十七年十二月九日 午前九時から

四 試験の場所 鳥取市立川町五丁目 県林業試験場

四 試験の方法

- 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。
- 筆記試験は、学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行なう。
- 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

三 出願書類

- 受験願書（別記第二号様式）
- 履歴書（別記第三号様式）
- 最終学校卒業証書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- 受験資格を有する者である職歴証明書（別記第四号様式）
- 写真（最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身無帽の手札型で無台紙のものとし裏面に氏名及び撮影

年月日を自署すること。）

四 受験手数料

- 受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。
- 既納の手数料は、還付しない。

五 合格者の公表

試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに、合格者に通知し、合格証書を送付する。

六 その他

- 試験に関し不正行為があつた場合は、試験を停止し又はその合格を無効とする。
- 試験に関する詳細については、鳥取県農林部林務課又はもよりの農林振興局林業課に照会のこと。なお、郵便で照会の場合は、返信料を同封すること。

別記第一号様式（日本標準規格B5）

受験資格認定申請書

本籍 氏名（ふりがな）  
現住所 年月日生

鳥取県知事 殿 右 氏 名 印

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有するものであることの認定を受けたので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

別記第二号様式（日本標準規格B5）

受験願書

紙付欄  
印付欄  
収入よ

本籍 氏名（ふりがな）  
現住所 年月日生

鳥取県知事 殿 右 氏 名 印

林業改良指導員資格試験を受けたので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

別記第三号様式

履歴書

本籍 氏名（ふりがな）  
現住所 年月日生

学 歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月		

職 歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
自 年 月 至 年 月			

賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日 右 氏 名 印

